

平成 28 年度 新宿区立四谷第六小学校 いじめ防止基本方針

四谷第六小学校いじめ防止基本方針(いじめ防止対策推進法第 13 条)

- 全教育活動を通して自尊感情や自己有用感を高め、自他を大切にする児童の育成に努めます。
- いじめや差別は絶対に許さないという学校・学級づくりに努める一方で、いじめや差別はどの学級にも起こりえるという認識にたって児童の指導にあたり、本校の全組織をあげていじめの早期発見に取り組みます。
- 本校に「危機管理・いじめ対策委員会」を設置するとともに、基本的な方針として「学校いじめ防止基本方針」を策定し、当該基本方針に基づき、子どもの心身の安全を最優先に考え、家庭、地域、関係諸機関等と連携し、いじめ問題に組織的に取り組みます。

1 危機管理・いじめ対策委員会の設置(いじめ防止対策推進法第 22 条)

本校に、いじめ防止・いじめ対応等に迅速かつ適切に対応するための組織「危機管理・いじめ対策委員会」を設置する。

【構成員】 校長、副校長、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、当該学年、地域協働学校運営協議会代表及び副代表、(その他校長が必要と認める者)

委員会の役割



いじめと思われる行為を発見したり情報がよせられたりした場合の対応

- (1) 危機管理・いじめ対策委員会を開催します。
- (2) 委員会の協議事項の情報を、全教職員に提供し、指導体制を整えます。
- (3) 必要な家庭・地域・関係諸機関等に指導の協力を依頼します。

2 未然防止に向けた取り組み

□いじめに関する研修を実施し教職員のいじめに対する認識を高めます

⇒いじめ防止対策推進法等で示されている取り組みを、教職員が確実にできるようにするため、教職員に対する校内研修を学期に 1 度行います。特に、若手教員に対しては、いじめの深刻さを実感できる研修を行います。

□いじめに関する授業を実施します

⇒定期的に子どもがいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚するようにするため道徳の時間や特別活動において、学期始めに、必ず「いじめに関する授業」を実施します。

□学級担任は問題を抱えた子どもに対して積極的な働きかけをします

⇒学級担任は、いち早く学級内の子どもの変化に気付くことができる立場にあることをしっかりと自覚し、問題を抱えていると疑われる子どもがいる場合には、積極的にコミュニケーションをとり、子どもから信頼され、相談されやすい学級担任として、子どもとの人間関係を構築します。

□自尊感情・自己有用感を醸成します

⇒本校独自のカリキュラム「いのちの学習」を通して、自尊感情や自己有用感を育み、自他の存在を尊重しながら成長していこうとする意欲を育てます。

□人権教育を推進します

⇒児童一人一人を大切に、互いに認め合い、協働する集団づくりをめざして、全校で取り組みます。互いに思いやる心を育てるため、特別活動等の時間において、フレンドグループによる異学年での交流を推進します。

□道徳教育を充実させます

⇒思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育の充実を図ります。道徳の時間を中心にして、

児童一人一人が互いに認め、思いやる関係づくりに全校で取り組みます。また、道徳授業
地区公開講座や学校公開等を活用し、児童の心の育成を家庭・地域と共に図ります。

□わかる授業づくりをします

⇒日々の授業において、児童の関心・意欲を高め「分かる授業」「楽しい授業」を展開し
ます。また、授業では、意図的・計画的に話し合う場や認め合う場を設定し、互いのよさや違い
を受け入れ、相手を尊重する態度を育てます。

□情報モラル教育を推進します

⇒専門家を活用した教員研修や出前授業(隔年で実施)を通して、児童に意図的・計画的に情
報モラル教育を実施するとともに、携帯電話やスマートフォンの使い方やルールづくり等も家庭
と連携して進めます。

□弁護士等を活用した法教育を実施します

⇒学校は、いじめは刑事罰や損害賠償請求の対象になりうることなど、法的観点から実社会
といじめとの関係について子どもに学ばせるため、いじめと関連した法教育を実施します。

3 早期発見・対応に向けた取組み

□定期的に「学校と家庭との連絡板」による情報収集をします

⇒2か月に一度、本校独自のアンケート調査「学校と家庭との連絡板」により、家庭におけ
る子どもの様子や言動を保護者の記入により情報収集し、学校の見えないところでのいじ
めや問題行動の把握に努めます。

□全教職員による教育実践を展開します

⇒学級経営を学級担任まかせにしないよう副担任制を導入し、全児童を指導する意識をもち、教
職員全員で全児童を指導します。事務職員、栄養士、用務主事をはじめ、様々な職種の職員がア
ンテナを高くし、いじめ・不登校等につながる要素をキャッチし、早期発見に取り組みます。

□朝・帰りの会や授業中など様々な場面で子どもの観察に努めます

⇒教職員は出席をとるときの児童の声や表情、休み時間や授業中、保健室等での児童の様子に気
を配り、いかなる場面においてもいじめを見抜く目を養います。

□ふれあい月間や個人面談を設定します

⇒6月、11月、2月に実施する「ふれあい月間」で、いじめについての児童アンケートを実施し、
児童の現状把握に努めます。アンケートは学年の担任及び副担任の複数で分析し、必要があれば、
当該児童への詳細な聞き取り、対応をします。また、7月、12月には保護者との個人面談を実施
し、必要な情報を共有し合います。

□スクールカウンセラーを活用します

⇒前期、後期の2度、5・6年生全員に対してスクールカウンセラーとの面談を実施するとともに、
スクールカウンセラーが各学級の授業訪問や給食を通して、児童が気軽に相談できるようにします。

□いじめに対する早期対応の流れを示します

①いじめの情報をキャッチ → ②管理職に報告

↓ 必要に応じ

③危機管理・いじめ対策委員会を開催、対応を協議する

↓ 必要に応じ全教員に情報提供

④いじめをやめさせ、再発防止対策を行う

継続的に  ・いじめを受けた児童・保護者に対する支援
・いじめを行った児童への指導とその保護者への助言

4 学校評価の実施

- ・ いじめ問題への取組等について自己評価を行い、第三者評価等と合わせ、改善を行います。
- ・ 地域協働学校運営協議会において協議を図り、地域とともに防止の取組や解決策を協議し、連携
(見守り・挨拶・声掛け等)できる関係を構築します。

5 ホームページでの公開について

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」を四谷第六小学校ホームページで公開します。